道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項2 (略) 第十条 (略) (通行区分)	第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第一章 運転者及び使用者の義務 第一節 運転者及び使用者の義務 第一節 運転者及び使用者の義務 第一節 運転者の義務(第六十四条—第七十一条の六) 第二節 (略) 第二章 運転者及び使用者の義務 第一章 運転者及び使用者の義務 第一章 運転者及び使用者の義務 第二章 車両及び路面電車の交通方法	改 正 案
2 (略) 第十条 (略) 《通行区分》	第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第一章 運転者及び使用者の義務 第一節 運転者及び使用者の義務 第一節 運転者及び使用者の義務 第一節 運転者の義務(第六十四条—第七十一条の五) 第二節・第三節 (略) 第二節・第三節 (略) 第二章 運転者及び使用者の義務 第一章 運転者及び使用者の義務 第一章 運転者及び使用者の義務 第二章 運転者及び使用者の義務 第二章・第二章 (略) 第二章 運転者及び路面電車の交通方法	現

『行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない「行指定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通

(通行方法の指示

第十五条 警察官等は、 十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第 に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則 略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条

三第一項第一号、 (罰則 第百十九条の二第一項第一号、 同条第二項 同条第二項、 第百十九条の

(駐車を禁止する場所)

2 • 3 略) 第四十五条

略)

(罰則 同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 略)

2.3 (略)

び第三項については第百十九条の二第一項第二号、 第一項第四号 (罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第百十九条の三第四号 第二項及

(停車又は駐車の方法の特例

第四十八条

三第一項第一号、 罰則 第百十九条の二第一項第一号、 同条第二項 同条第二項、 第百十九条の

(通行方法の指示)

第十五条 よるべきことを指示することができる。 て道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法に 警察官等は、 第十条、第十二条又は第十三条の規定に違反し

(略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 **略** 

四第一項第一号、 (罰則 第百十九条の三第一項第一号、 同条第二項 同条第二項、 第百十九条の

(駐車を禁止する場所

第四十五条 (略)

2
.

(罰則 同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、 第一項及び第二項については第百十九条の三第一項第一号 同条第二項)

(停車又は駐車の方法

第四十七条

2 . (**略**)

び第三項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九条の四(罰則)第一項については第百十九条の四第一項第四号)第二項及

第一項第四号)

第四十八条 、停車又は駐車の方法の特例

四第一項第一号 (罰則 第百十九条の三第一項第一号、 同条第二項 同条第二項、 第百十九条の

ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

4 5 7 ハ〜へ 略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二(略)

2 { 6

7 り公務に従事する職員とみなす。 治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に関しては、 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、 刑法 法令によ (明

(罰則

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行し 規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、 てはならない旨を指示したときは、この限りでない。 警察官等

こととされているとき。 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができる

り車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で 定める者であるとき。 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車によ

普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通」 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該 行することがやむを得ないと認められるとき

2 らず、 )があるときは、当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければな れた部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。 の部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定さ 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄り また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなると 一時停止しなければならない。 ただし、 普通自転車通行指定部

> ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

八~へ

4 7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二(略

2 6

7 他の罰則の適用に関しては、 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その 法令により公務に従事する職員とみなす

略)

8

(罰則

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四普通自転車は、 することができる 道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行 第十七条第一項の規定にかかわらず、

2 進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、 その指定された部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄り また、普通自転車の 一時停止しなければ

うとする歩行者がないときは、 で進行することができる。 分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しよ 歩道の状況に応じた安全な速度と方法

(罰則 略)

第六十三条の十 児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメッ トをかぶらせるよう努めなければならない (児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項) 児童又は幼児を保護する責任のある者は、 児童又は幼

(無免許運転の禁止)

第六十四条 ない。 免許を受けないで ている場合を含む。 いて準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止され 第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項にお 何人も、 (第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転 自動車又は原動機付自転車を運転してはなら

(罰則 略)

(酒気帯び運転等の禁止)

ない 転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはなら 何人も、 酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運

3 を知りながら、当該運転者に対し、 条の三の二第二号において同じ。 自動車を除く。 の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める る旅客自動車運送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。 れがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそ 何人も、車両(トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定す 以下この項、第百十七条の二の二第四号及び第百十七 の運転者が酒気を帯びていること 当該車両を運転して自己を運送す

ることを要求し、

又は依頼して、

当該運転者が第一項の規定に違反し

4

(罰則 **略** 

無免許運転の禁止

第六十四条 何人も、 ない。 免許を受けないで ている場合を含む。 いて準用する第百三条第三項の規定により運転免許の効力が停止され 第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項にお乳許を受けないで(第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三項 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転 自動車又は原動機付自転車を運転してはなら

(罰則 **略** 

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条

2 がある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。 何人も、 前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれ

のとする。

通の安全と円滑に資するための啓発活動 型、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活

2 共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の うものを除く。)の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公 措置を講ずるものとする。 発生の状況に関する情報の提供、 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策(公安委員会が行 職員の研修に係る協力その他必要な

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九

2 地域交通安全活動推進委員は、 次に掲げる活動を行う。

·二 (略)

動の推進 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運

するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの 前三号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資

3 6

(全国交通安全活動推進センター)

第百八条の三十二

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一〜五 (略)

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に 車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委 必要とされる技能及び知識に関する研修(道路運送法及び貨物自動 員会規則で定めるものを除く。)を行うこと。

七・八

3

略

のとする。

<u>\</u>=

几 動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活

五

2 共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の うものを除く。)の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公 発生の状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策(公安委員会が行

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九

2 地域交通安全活動推進委員は、 次に掲げる活動を行う。

(略)

三 前二号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資 するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3 6 略)

(全国交通安全活動推進センター)

第百八条の三十二

2 全国センターは、 次に掲げる事業を行うものとする。

-5 五 (略)

うこと。 対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。)を行 必要とされる技能及び知識に関する研修(道路運送法及び貨物自動 車運送事業法(平成元年法律第八十三号)に規定する運行管理者に 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に

七・八 略)

3 (略)